

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容											
6 48 51	指標・目標の設定 ・パブリック・コメントで寄せられた ご意見をもとに変更	放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童 対策事業）	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業											
8,9, 11,12	人口・出生・世帯等の状況 ・最新のデータに修正	（図１）人口の推移と推計、（図２）年少人口・高齢者人口の推移、（図３）年齢別転入数・転出数、（表１）政令市外国人住民比率、（図７）出生 数の推移、（図８）合計特殊出生率												
51～	事業の対象年齢 ・事業内容をわかりやすくするため事業 の対象年齢欄を追加	（なし）	<table><tr><td rowspan="2">対象年齢</td><td>乳幼児期</td><td>学童期</td><td>思春期</td><td>青年期</td><td>ポスト青年期</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期					
対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期		青年期	ポスト青年期								
51 86	各事業の記載内容 ・パブリック・コメントで寄せられた ご意見をもとに変更	<u>児童いきいき放課後事業</u> （略）障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう <u>条件整備に努めます。</u>	<u>児童いきいき放課後事業</u> （略）障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう <u>環境整備を図ります。</u>											
70	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	（なし）	<u>（16）ブロック化による学校支援事業</u> 市域を４つのブロックに分け、各ブロック統括者のマネジメントのもと、域内の学校への指導助言等を担当するラインを設置し、全小中学校の 独自の課題に対応するため、ブロック担当指導主事と校長が連携し、各校 の学力状況に応じた効果的な取組を実施します。【教育委員会事務局】											
70	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	（なし）	<u>（17）スマートスクール次世代学校支援事業</u> 児童・生徒に関するさまざまな学習履歴や生活指導状況の情報を集約・ 一元化して１つの画面にまとめて表示するシステム（ダッシュボード）を 構築し、校長・教頭を含む全ての教員がこどもの情報を多面的かつ即時的 に情報共有することで、学習面におけるつまずきの早期発見や個に応じた きめ細やかな指導、並びに生活面におけるさまざまな問題や不登校、いじ め・虐待事案などの未然防止・早期発見による迅速かつ適切な対応やきめ 細やかな指導を実施します。【教育委員会事務局】											

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
71	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	(17) ICT学習環境を活用した教育の推進 最新のICT機器を活用しながら知識の理解の質をさらに高めるために、タブレット端末等を効果的に活用することにより、協働学習や個別学習の充実を図り、主体的に学ぼうとする姿勢や自らの考えを伝えるとともに、他者の考えを理解し、多様な人々と協働して問題を解決しようとするこどもの育成を図ります。	(19) ICT学習環境を活用した教育の推進 最新のICT機器を活用しながら知識の理解の質をさらに高めるために、学習者用端末等を効果的に活用することにより、協働学習や個別学習の充実を図り、主体的に学ぼうとする姿勢や自らの考えを伝えるとともに、他者の考えを理解し、多様な人々と協働して問題を解決しようとするこどもの育成を図ります。 <u>令和5年度までに全小中学校における学習者用端末の1人1台環境を実現します。また、令和2年度に無線アクセスポイントを全教室に設置します。</u>
71	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	(18) 多文化共生教育の推進 我が国や郷土の文化・伝統を尊重し、広く伝えるとともに、世界における多様な文化を互いに理解し合い、異なる文化を持った人々とともに生き協働していこうとする、多文化共生社会をめざす資質や能力を持ったこどもをはぐくみます。従来の国際理解教育を、多様な価値観や文化を持っているこども同士が共に学ぶ多文化共生教育に発展させます。各学校園におけるカリキュラム・マネジメントにおいて、多文化共生教育の取組を総合的横断的に位置付け、教育課程内外で体系的に実践を展開していきます。	(20) 多文化共生教育の推進 各学校園におけるカリキュラム・マネジメントにおいて、多文化共生教育の取組を総合的横断的に位置付け、教育課程内外で体系的に実践を展開します。 また、在日外国人のこどもの特性の伸長・活用を図り、こどもの自己のアイデンティティを確立させるとともに、他のこどもとの相互啓発を通じた国際理解を進めるために、校園での国際理解教育の推進の支援、「総合的な学習の時間」等を利用した体験学習の指導者の派遣、在日外国人のこどもの教育相談や「国際クラブ」等の指導者の派遣を実施します。 <u>さらに、帰国・来日直後のこどもに対して、特別の教育課程にもとづいて、日本の学校生活を学び、学校生活に必要な初期の日本語の習得を図ります。日本語指導の必要なこどもに対して、教科における日本語指導の充実を図ります。</u>

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
74	各事業の記載内容 ・パブリック・コメントで寄せられたご意見をもとに変更	(21) 特別支援教育の充実 特別支援教育のめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の 作成・活用を推進する 」、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点をふまえ、特別支援教育サポーターやインクルーシブ教育推進スタッフの配置、巡回相談体制の強化などの取組を進めます。（略）	(23) 特別支援教育の充実 特別支援教育のめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を 作成・活用する 」、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点をふまえ、特別支援教育サポーターやインクルーシブ教育推進スタッフの配置、巡回相談体制の強化などの取組を進めます。（略）
103	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	(なし)	(97) 多胎児家庭外出支援事業 多胎児を連れての外出は、移動にベビーカー等を使用する保護者にとっては公共交通機関の乗り継ぎ等において身体的負担が大きいことから、満2歳児以下の多胎児（双子、三つ子など）を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成します。【こども青少年局】 施策指標 ・使用割合（配付枚数に対する使用枚数） 現状値（平成30年度） —

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
103	<u>各事業の記載内容</u> ・新規事業の追加	(なし)	<u>(98) 4歳児訪問事業</u> 4歳児を対象に保健師等が未就園児への家庭や保育所・幼稚園等への訪問などを行い、就学前までに必要な生活習慣を身につけるための健康教育や子育て相談等を実施するとともに、事業効果を高めるため、絵本を配付します。また、必要に応じて継続的支援につなげます。【こども青少年局】 施策指標 ・住民票等により把握している全4歳児等の対象児童との接触（絵本の配付） 現状値（平成30年度） —

大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
125 126	基本方向2の施策の名称等 ・現在策定中の「大阪市多文化共生指針」（素案）において、「外国につながる市民」という呼称を使用しているため、本計画でも採用 ・基本認識、取組の方向性は同素案の記載内容と整合性を図るため修正	（3）家庭の状況に応じた子育て支援の充実 施策4 外国籍住民のこどもと家庭への支援を充実します 【基本認識】 国際化が本格的に進展する中、国籍、民族の異なる人々との出会いや交流が地域、職場、学校などあらゆるところで見られるようになっていす。しかし、外国籍住民に関する福祉や医療、住宅、雇用や教育などさまざまな分野での課題が顕在化しており、言葉や文化、生活習慣の違いなどから外国籍住民が社会的に孤立したり、トラブルが生じたりすることもあるため、外国籍住民が言葉の問題などで不利益を被ることなく、市民サービスが適切に提供され、外国籍住民にとって暮らしやすい環境を整備していくことが求められています。 【取組の方向性】 日本語を十分に理解できないことなどから行政サービスの提供に不平等が生じないように配慮するとともに、国籍の違いによる不合理な差別や不利益を受けることのないよう、外国籍住民の人権を尊重する社会づくりを進めます。また、外国籍住民の誰もが地域社会の一員として、地域の中で人と人とのかわりをもちながら、自己の持てる能力を高め、かつ、十分に発揮しながら、地域社会の発展のため、さまざまな活動や交流に参加することを進めます。 外国籍住民： 大阪市内に居住されている方で、現在の国籍が外国籍である人だけではなく外国にルーツを持つ人を総称して「外国籍住民」と表現しています。	（3）家庭の状況に応じた子育て支援の充実 施策4 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します 【基本認識】 外国人住民数の増加や国籍の多様化に加え、改正された「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる入管法）が平成31年4月に施行され、外国人住民がこれまで以上に増加することが見込まれます。このような状況の変化をふまえ、本市が施策を進める際には、これまで取り組んできた外国人住民の人権尊重の視点はもとより、外国につながる市民は地域の一員として大阪をともにつくる担い手であり、その多様性を、活力あふれる魅力あるまちづくりにつなげるという視点が一層重要です。 【取組の方向性】 多様な言語・手段による情報提供・相談対応、日本語教育及び外国につながる児童生徒への支援を充実します。また、外国につながる市民のための災害に対する備えや健康で安心して生活できる環境づくりに取り組みます。 医療、保健、福祉等においても相談支援体制等の充実が求められており、保育においては、必要に応じて個別の支援を行うよう努めるとともに、集団保育の中で、こどもの人権を尊重した多文化共生保育の実践に取り組めます。 外国につながる市民： 住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍であるこども、海外から帰国したこどもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることから、これらの人々も視野に入れ、「外国につながる市民」という呼称を使用しています。
129	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	（158）保育人材の確保対策 （略）	（159）保育人材の確保対策 （略） ⑫ 保育士働き方改革推進事業

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
135	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	(なし)	<u>(173) お散歩時の安全対策推進事業</u> 民間保育所等が、園外での活動において、こどもが集団で移動する際の安全確保を図るため、園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置に必要な経費を補助します。【こども青少年局】 施策指標 ・保育所等を利用するこどもの園外活動時の交通事故発生数 現状値（平成30年度） —
145	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	(なし)	<u>(191) 児童虐待防止関係機関連携強化事業</u> 要支援児童等を把握しやすい立場にある精神科医療機関、保育施設等に対し、直近の法改正の内容、虐待に関する指針等や適切な通告窓口の周知及び情報提供依頼を行います。 また、区役所職員向けに精神科医師による研修や、体罰によらない育児の重要性についての研修を実施し、保護者へ適切な支援を行います。 あわせて、区役所窓口等にて、体罰によらない育児の重要性についてのリーフレットを配布します。【こども青少年局】 施策指標 ・保育・幼児教育センターが実施している研修のアンケートにおいて、保育施設等の専門職がリーフレットの内容を知っていると答えた割合 ・専門研修受講後の区役所職員へのアンケートにおいて、保護者に対して効果的な支援等につなげるのに「役に立つ」又は「概ね役に立つ」という回答の割合 現状値（平成30年度） —

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
147	<u>各事業の記載内容</u> ・新規事業の追加	(なし)	<u>(198) SNSを活用した児童虐待相談事業</u> 大阪府・堺市と協力し、大阪府下全域を対象として、若年層のコミュニケーション手段であるSNSを活用した子育て相談等の窓口を開設します。子育て中の保護者やこども等による相談を受け付け、子育ての悩み相談の知識を持った専門員が対応することにより、不安解消を図ります。 令和2年度は、1か月間の試行実施を行います（令和2年7月）。試行実施において、実施時間帯や緊急案件等の問題点の検証を行い、令和3年度の本格実施につなげます。【こども青少年局】
147	<u>各事業の記載内容</u> ・新規事業の追加	(なし)	<u>(199) 産前・産後母子支援事業</u> 支援コーディネーター及び看護師等を配置した施設において、特定妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して妊娠早期からの切れ目ない包括的な支援を実施することにより、これらの妊婦の安全で安心な妊娠・出産を図るとともに、日齢0日児問題を未然に防ぐことをめざします。【こども青少年局】
162	<u>各事業の記載内容</u> ・事業の追加	(なし)	<u>(222) 大阪市版スクールロイヤー事業</u> 学校現場における、弁護士との連携を強化し有効的な活用を図るために、担当ブロックを決めてスクールロイヤーを配置し法的な観点での支援を行います。【教育委員会事務局】

大阪市こども・子育て支援計画（第2期）素案からの変更点（案）

資料3

案該当 ページ	変更等理由	【変更前】素案記載内容	【変更後】案記載内容
166	各事業の記載内容 ・新規事業の追加	(227) 不登校などの課題への対応 不登校や虐待に関する児童生徒の状況を適切に把握し、より丁寧な対応に取り組むことができるよう、児童生徒理解・教育支援シートの活用を進めます。 不登校の児童生徒に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用、SNS教育相談、こども相談センター等における相談・通所事業、不登校対策等プロジェクト会議の開催など、状況に応じて多様な支援を行います。 また、児童虐待に対しては、早期発見と防止に向け、学校園からの相談窓口の設置や学校園の要請に応じた第三者専門家チームや大阪市版スクールロイヤーの派遣などに取り組むとともに、研修を通じて対応のあり方について教職員間の共通理解を図ります。	(227) 不登校などの課題への対応 不登校や虐待に関する児童生徒の状況を適切に把握し、より丁寧な対応に取り組むことができるよう、児童生徒理解・教育支援シートの活用を進めます。 <u>不登校の児童生徒に対する学習の場の提供として、令和4年度までに市内4か所に適応指導教室を設置し、1か所あたり50人を対象に学習支援等を実施します。また、大阪市立不登校特例校の設置に向けた調査研究を実施します。</u>
177～ 215	区の特徴に応じて取り組む主な事業 ・各区事業を追加	(タイトルのみ)	各区事業を追加
228	パブリック・コメント手続きの実施結果 ・パブリック・コメントの結果を追加	(タイトルのみ)	パブリック・コメントの結果を追加